

自転車交通安全対策に関する
行政評価・監視
結果報告書

平成 27 年 4 月

総務省行政評価局

前書き

自転車は、買物や通勤・通学などの日常生活における身近な目的地への移動手段として幅広く利活用されている。近年の健康志向、環境や省エネルギーに配慮する意識の高まり等とも相まって、自転車利用は量、範囲とも広がり続けているとみられる。近年では、「公共交通の機能補完」、「地域の活性化」、「観光戦略の推進」等のため、自転車を利活用したまちづくりの推進や、コミュニティサイクルの本格的導入などに取り組む地方公共団体等の例がみられ、「自転車利用」が個人個人の移動手段としての側面だけでなく、地域政策における要としての側面も有している。

一方、自転車関連事故は年間約 12 万件（平成 25 年）発生しており、全交通事故件数の約 2 割を占める。また、自転車乗用中の死傷者は 12 万 529 人（全交通事故死傷者数の 15.3%）であり、死者は 600 人（全交通事故死者数の 13.7%）と G 7 各国のうちで最も高い水準であるなど、自転車利用が広がりを見せる中で自転車安全対策の充実・強化は急務となっている。

自転車事故死傷者数のおよそ 3 人に 2 人に何らかの法令違反があり、交通ルールを守ることによって防ぐことができる事故も多い。ルールを守らないのは、ルールを知らないのではなく、「通行環境が不十分」、「違反をしても事故を起こす可能性は低い」といった理由によることから、「みち」（自転車通行環境の整備）、「ひと」（自転車交通安全教育の推進）の対策とともに、どこでどのような事故が起こっているかの具体的な「情報」（事故データの活用）の提供と活用が求められる。また、自転車交通安全対策の中心となる地方公共団体の積極的な取組を促すための目標設定についての議論も必要となる。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、自転車走行空間の整備や自転車交通ルールの遵守を確保する観点から、自転車ネットワーク計画の策定状況、自転車交通安全教育の実施状況、自転車関連事故情報の提供状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。交通事故のない社会を目指していくためには、事故はやむを得ないとか事故に遭ったら運が悪いといったこれまでの考えを改め、あらゆる努力をしようという国民的なコンセンサスが重要である。本行政評価・監視が、自転車事故防止の国民的なコンセンサス形成の一助となれば幸いである。

目 次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	自転車利用の現状と自転車関連事故の発生状況	2
1	自転車利用の現状等	2
(1)	自転車保有台数の推移等	2
(2)	自転車利用状況	3
2	自転車に関連する交通事故の状況	4
(1)	発生件数・状態	4
(2)	当事者・発生要因等	6
第3	行政評価・監視結果	9
1	自転車交通安全対策概観	9
(1)	従来 of 交通安全基本計画における扱い	9
(2)	第9次交通安全基本計画	10
2	自転車ネットワーク計画の策定推進	12
(1)	施策の概要	12
(2)	調査結果及び所見	14
3	自転車に関する道路交通秩序の維持と交通安全教育	18
(1)	施策の概要	18
(2)	調査結果及び所見	25
4	様々な自転車交通安全対策の展開と交通事故情報の活用	32
(1)	施策の概要	32
(2)	調査結果及び所見	33
5	自転車交通安全対策の目標	57
(1)	施策の概要	57
(2)	調査結果及び所見	57